

第5章 情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 情報通信の重要性と対策内容の基本的考え方

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開するうえで欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、災害発生時に機能する通信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、災害発生時の混乱を避けるために必要となる。

そのため、災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、住民の方々への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していく。

○ 現在の対策の状況

市はこれまで、行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として、防災行政無線（移動系）やMCA無線、災害対策用PHS、災害時優先電話（庁内有線電話41回線、携帯電話5回線、衛星電話2回線）を整備した。その他、庁内体制の強化として職員参集メールの導入や緊急情報の収集用として、緊急情報ネットワークシステム（以下、「EM-NET」という。）や全国瞬時警報システム「J-ALERT」（以下、「Jアラート」という。）、東京都災害情報システム（以下、「DIS」という。）、多摩川監視カメラ映像システムを導入している。

住民等への情報提供体制としては、防災行政無線（固定系）、調布市防災・安全情報メール、緊急速報メール、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、調布FM等を整備してきた。

また、通信事業者による災害伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、固定電話や携帯電話の不通、停電による通信障害が想定されている。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している一般電話等の通信網だけではなく、災害発生時に備え、現在確保している多様な通信手段を維持しつつ、より通信障害の起こりにくい通信手段を研究し、さらなる通信網の確保に取り組む必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制
 - <到達目標> 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保
- ・ 住民等への情報提供
 - <到達目標> 住民等への情報提供機能の構築、強化
- ・ 住民相互の情報収集・確認等
 - <到達目標> 災害伝言ダイヤルや携帯電話用の災害伝言板の普及

など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第5章 情報通信

第1節 現在の到達状況

- 行政機関内・外部機関との情報連絡体制の確保
 防災行政無線（移動系）やMCA無線，災害対策用PHS，災害時優先機能付電話（有線電話41回線，携帯電話5回線，衛星電話2回線）等を整備
- 庁内体制の強化や緊急情報の収集体制の確保
 職員参集メールやEM-NET，Jアラート，DIS，多摩川監視カメラ映像システム等を整備
- 住民等への情報提供体制の確保
 防災行政無線（固定系），緊急速報メール，調布市防災・安全情報メール，公式ホームページ，ツイッター，フェイスブック，調布FM等を整備
- 通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施

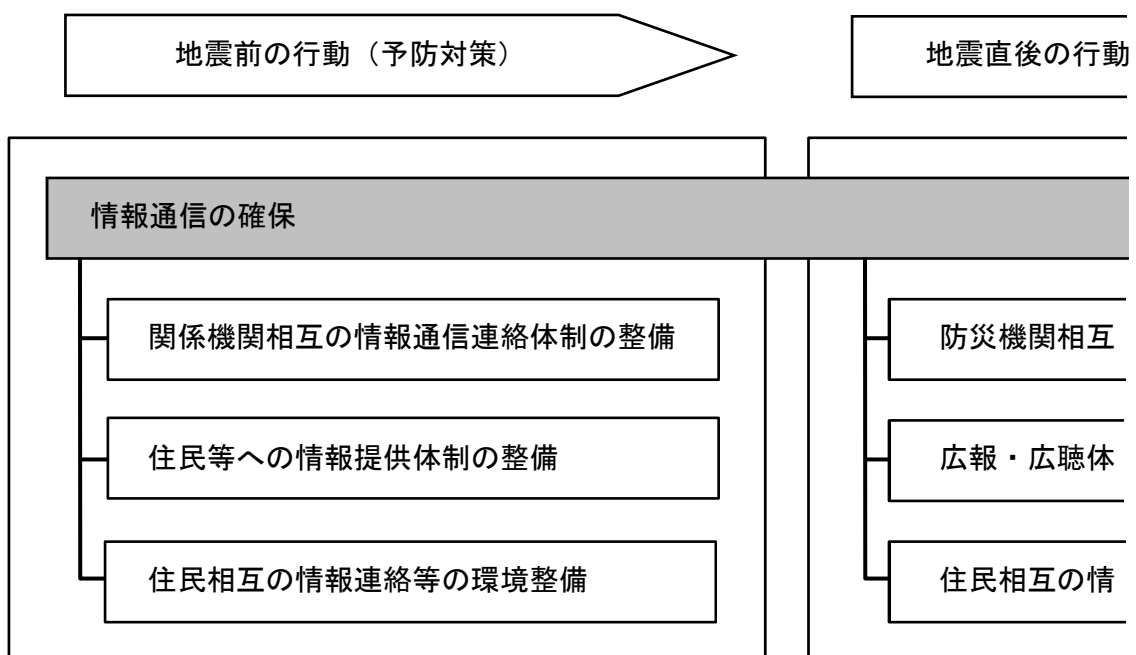
第2節 課題

- 震災時に，電話，FAX等下し，行政機関内部における情報連絡が影響その結果，応急・復旧活動ムーズに行われなくなる
- 多数の市民が同時に情報を提供方法が課題
- 市民の家族同士の安否確認電話，携帯メール，固定電信規制や輻輳によりつなが

第4節 到達目標

- 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制の確保
- 災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発

第5節 具体的な取組



の確保

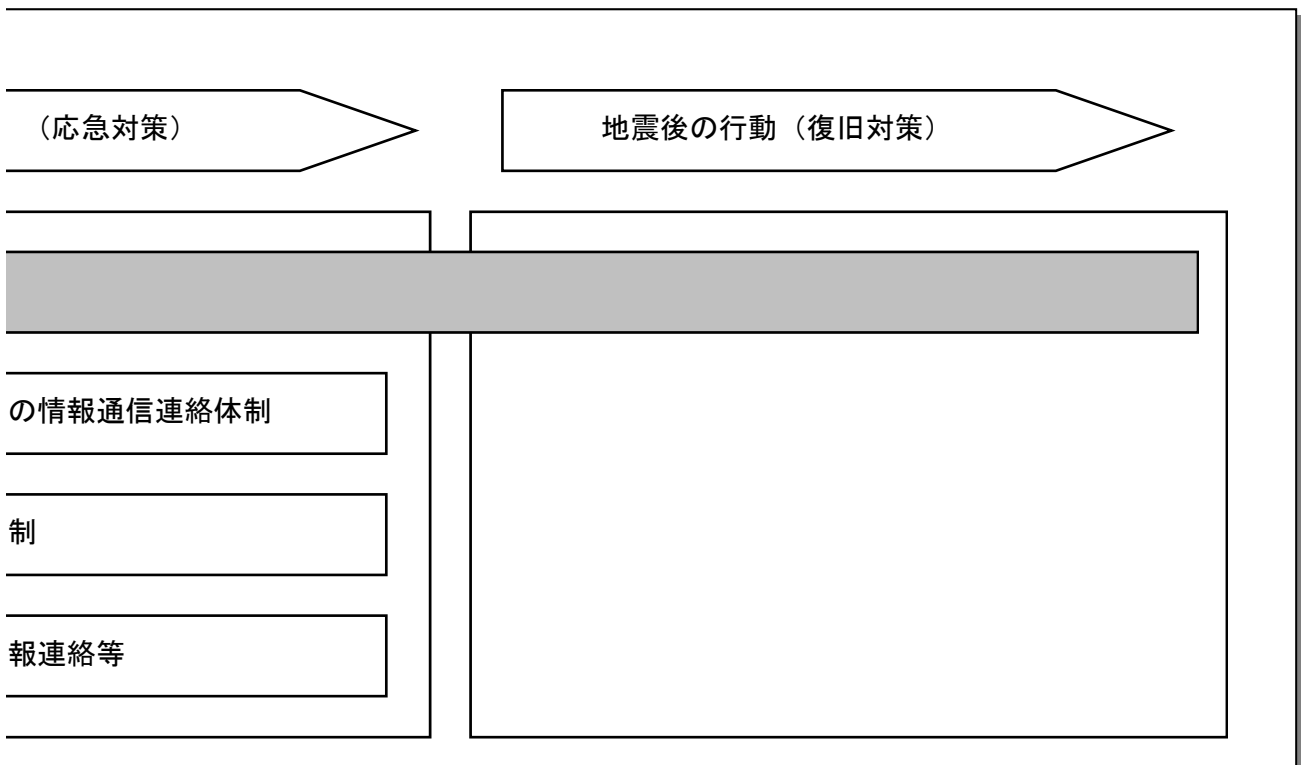
の通信手段の機能が大きく低
る情報連絡，外郭団体や協力
を受けるおそれがある。
への支障や情報の一元化がス
どのおそれがある。
確認できるツールの設置又は

で活用されるツールは，携帯
話が最も多いが災害時には通
りにくいことが予想される。

第3節 対策の方向性

- 防災行政無線のデジタル化による機能強化に加え，それを補完する多様な情報連絡手段を維持・確保するなど，行政機関内・外部機関との重層的な情報連絡体制の構築
- 住民等への情報提供を円滑にすべく，既存システムの機能強化や新システムの導入検討をはじめ，要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築
- 災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発及びこれらの安否確認ツールの利用の促進

- 住民等への情報提供機能の構築・強化
- 安否確認ツールを利用しようとする市民の割合の増加



第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として，防災行政無線（移動系）やMC A無線，災害対策用PHS，災害時優先機能付電話（庁内有線電話41回線，携帯電話5回線，衛星電話2回線）を整備している。その他，庁内体制の強化として職員参集メールの導入や緊急情報の収集用として，EM-NETやJアラート，DIS，戸別受信機，多摩川監視カメラ等を導入している。

2 住民等への情報提供

住民等への情報提供体制としては，防災行政無線（固定系：無線塔及び戸別受信機），防災フリーダイヤル，調布市防災・安全情報メール，緊急速報メール，公式ホームページ，ツイッター，フェイスブック，ケーブルテレビ，調布FM等を整備している。

3 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

【被害想定（多摩直下地震）】

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	0.9%
停電率	4.4%

1 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

震災時に，電話，FAX等の通信手段の機能が大きく低下すると，行政機関内部及び外郭団体や協力機関等との情報連絡に影響を及ぼすおそれがある。

そのような状況下では，市内の被害状況や各部の対応状況等について，情報の一元化がスムーズに行われなくなり，被害の全容が速やかに把握できず，その後の応急・復旧活動に大きな支障が生じるおそれがある。

2 住民等への情報提供

ホームページへのアクセスの集中により，閲覧や更新が困難になるなど，住民等に適切な情報提供ができなくなるおそれがある。

また停電等が起こると，防災行政無線（固定系）をはじめ，様々な情報提供手段に影響を及ぼし，震災等に関する情報を市民等に適切に提供できなくなるおそれがある。さらに，通信手段の機能の低下等により，調布FM，ケーブルテレビにおける放送障害の発生や，ホームページなどの災害情報のリアルタイムの更新ができなくなるおそれがある。

3 住民相互の情報収集・確認等

「調布市防災に関する市民意識調査（平成24年3月）」によると、東日本大震災発生時、市民の家族同士の安否確認で活用されるツールは、携帯電話、携帯メール、固定電話が特に多かった。一方で、今後行いたい連絡方法として、災害用伝言ダイヤルの要望が増加した。災害時には通信規制や輻輳により携帯電話や固定電話がつながりにくいことが予想される。災害伝言ダイヤルや携帯電話用の災害伝言板の活用・普及を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

防災行政無線のデジタル化による機能強化に加え、それを補完するMCA無線やPHS、専用電話、衛星携帯電話等多様な情報連絡手段を維持・確保することにより行政機関内及び外部機関との重層的な情報連絡体制を構築する。

2 住民等への情報提供

住民等への情報提供を円滑にすべく、ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用を推進する。

また、要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築を図っていく。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発及びこれらの安否確認ツールの利用経験を促進していく必要がある。

第4節 到達目標

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保

防災行政無線のデジタル化による機能強化を図るとともに、それを補完するMCA無線やPHSなど各々の通信手段の特性を活かし、効果的な通信ネットワークを整備し、行政機関内・外部機関とより確実な情報連絡体制を確保する。

2 住民等への情報提供機能の構築・強化

ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用を推進する。

また、要配慮者や帰宅困難者等に配慮し、住民のニーズにあわせた情報提供方法の構築を目指す。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発を図る。

また、安否確認ツールの利用を促進し、安否確認ツールを利用する市民の割合を増加させる。

第5節 具体的な取組

【予防対策】 (地震前の行動)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 3 住民相互の情報連絡等の環境整備 |
| 2 住民等への情報提供体制の整備 | |

1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

(総合防災安全課)

地震等の災害発生時には有線電話等の途絶により、情報伝達が一時的に不通になるなどの障害が発生することが予想される。このため、都や防災関係機関等との情報伝達・収集手段の確保が必要となることから、市では防災行政無線（移動系）やMCA無線をはじめ、複数の通信手段の整備を進めている。

特に、関係機関相互での情報通信連絡体制については、現在、デジタル化による多重波での構築を進めており、平成19年度からMCA無線を導入し運用を行っている。

なお、アナログ防災行政無線は国の示したスプリアス*規格変更の関係で、固定系・移動系ともに最長で平成34年11月30日には使用できなくなるため、移動系に関して、平成29年から平成31年の3箇年、固定系は平成30年から平成32年の3箇年に渡りデジタル化の整備を行う予定である。

※スプリアス：送信機から発射される電波のうち、高調波、低調波、寄生振動などによって発生する目的外の電波のことをいう。スプリアスは、電波障害の原因となるため、電波法によりその強度が制限されている。

(1) 関係機関との情報伝達・収集手段

ア 防災行政無線の整備

防災行政無線は、「固定系」及び「移動系」で構成されている。現在の防災行政無線は、同一単方向性で情報伝達能力が低く、多くの情報を伝えるには、デジタル化を図り双方向システム等の検討を行い、迅速で的確な情報機能の高度化を図る必要がある。

(ア) 固定系（住民等への情報提供用）

・親局／遠隔制御局

屋外子局及び戸別受信機を利用し、市内全域に情報を発信する。

・屋外子局（115局）

主に学校・公園・消防団機械器具置場・コミュニティ施設等に設置されている無線塔であり、親局から発信された情報を拡声器によって伝達する。

・戸別受信機（135局）

学校・保育園・コミュニティ施設等の市の出先機関に設置されており、親局から発信された情報を受信機によって伝達する。

(イ) 移動系（関係機関との情報伝達・収集用）

・基地局

陸上移動局との情報交換を行う。

・陸上移動局

半固定型（101局）

避難所となる学校、市関係各課・出先機関、警察署、消防署、保健所、医師会、防災関係機関等に配置

また、市消防団指揮車、消防団各分団ポンプ車、関係各課の車両等にも積載・携帯型（14局）
災害現場へ携帯する。

イ MCA無線の整備

MCA無線はデジタル方式の無線であり、同時並行的に複数の利用者が通話可能となる通信機器である。防災行政無線（移動系）のデジタル化による情報連絡体制が構築されるまでの補完機器として平成19年度から導入しており、避難所となる学校や市関係各課・出先機関、警察署、消防署、消防団等の防災関係機関をはじめ、現在165局整備されている。関係機関との情報伝達・収集に関しては、MCA無線を優先的に利用している。

ウ 災害対策用PHSの配置

災害対策用PHSは、防災機能の強化を図るため、平成24年度から避難所となる学校、保育園・幼稚園等の子育て支援施設等を中心に189台設置している。

エ 災害時優先機能付電話の配置

災害時優先機能付電話は、発信が一般電話より優先して扱われるため、災害時に輻輳の影響を受けにくい回線である。

- ・庁内有線電話（41回線）
各部署に配置
- ・携帯電話（5回線）
市災害対策本部の通信体制を強化するため、総合防災安全課にて保有
- ・衛星電話（2回線）
市災害対策本部の通信体制を強化するため、総合防災安全課にて保有

オ 東京都災害情報システム（DIS）

都は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を、DIS端末を通し、市区町村・防災機関等に提供する。

また災害発生時には、市が入力した被害・措置等に関する情報を集計処理し、都災害対策本部の表示盤に表示するとともに、応急対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。市は、都から貸与されているビデオカメラ・デジタルカメラ等を活用し、被害状況の画像伝送等もこの災害情報システムを通じて行う。

(2) その他情報収集手段

ア 職員参集メール

職員参集メールは、災害発生時に庁内の防災態勢を早期に構築できるよう、平成21年度から導入している。職員の携帯電話等に、震度情報・気象情報を適時配信するとともに、職員の安否・参集の可否等について把握することができる。

イ Jアラート

Jアラートは、国が発信する緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を防災行政無線（固定系）等を利用し、瞬時に住民へ伝達するシステムであり、平成23年度から運用開始している。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組<予防対策>

ウ 緊急情報ネットワークシステム（EM-NET）

EM-NET（エムネット）は、緊急情報を双方向通信するためのシステムであり、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用し、国（首相官邸）と地方公共団体間を結んでいる。

エ 多摩川監視カメラ映像システム

平成20年度に国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と「防災情報等の提供及び活用に関する協定」を締結し、京浜河川事務所の情報通信網を活用し、多摩川の監視カメラ映像の提供を受け、市の端末にて河川映像を確認することができる。

オ 計測地震計

計測地震計は、平成2年度に整備したが、平成18年度に気象庁の新たな計測基準に対応した地震計に更新している。

また、住民に正確な情報を提供できるよう、震度5弱以上の地震が起こった場合、計測震度計と防災行政無線（固定系）が連動して放送を行うとともに、観測したデータは、東京都及び気象庁へ伝達されるシステムになっている。

カ 高所カメラ

鉄道駅前、幹線道路等に高所カメラを設置し、高所カメラを活用した動画像情報等の充実を図り、災害時における情報連絡体制を構築する。

キ FMラジオの配備

調布FMは、災害時には協定に基づき市と協力して災害情報を放送する。職員が災害情報を把握・共有するため、庁内にFMラジオを設置する。

2 住民等への情報提供体制の整備

地震等の災害発生時には、通信機能が途絶する可能性が高く、適切な情報が不足することから、多くの混乱が予想される。市は、適切な情報を円滑に提供することが求められるため、多くの住民に情報提供できる体制を構築する必要がある。ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用を推進するとともに、個別ニーズへの対応として、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した情報提供方法も検討していく必要がある。

(1) 防災行政無線の整備

（総合防災安全課）

防災行政無線の整備は、「1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備」を参照

なお、平成23年度から防災行政無線（固定系）の放送内容をフリーダイヤルで確認することができる防災フリーダイヤルを導入している。

○ 防災フリーダイヤル番号：0800-8000-903

(2) メールシステムの整備

（総合防災安全課）

携帯電話が広く普及している現代において、多くの住民に直接情報提供できるメールシステムは有効であり、積極的に活用していく。

ア 調布市防災・安全情報メール

事前に登録した市民に、地震情報等の災害に関する情報、事件・事故等の生活安全に

関する情報や市からの緊急情報等を配信する。

イ 緊急速報メール

携帯電話3社（NTT docomo, au, Softbank）の通信網を利用し、市内にいる携帯電話ユーザーに対し、緊急情報を一斉配信する。

(3) 調布FMの活用

（広報課・調布FM）

調布FMは、災害時には協定に基づき市と協力して災害情報を放送する。

また、緊急時には、市が放送割込システムを活用することにより、被害状況等を迅速に提供することが可能となっている。

(4) その他、情報提供手段の多様化

（広報課）

公式ホームページ，ツイッター，フェイスブック，市報，広報車，ケーブルテレビなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。

(5) 要配慮者に配慮した情報提供

（総合防災安全課・広報課・福祉健康部・生活文化スポーツ部）

要配慮者や帰宅困難者等に配慮し、個別ニーズに対応した情報提供方法を構築していく。

災害時に、市民へ正確な情報を速やかに伝えることは、市民の安全確保には不可欠であり、避難行動要支援者を含む要配慮者に対しては、①文字情報による伝達，②音声情報による伝達，③マンパワーによる伝達等の方法について検討し、障害等の状況に応じ、市からの情報が速やかに、確実に伝達できる手段の構築を進める。

また、外国人に対して、多言語及びわかりやすい日本語，ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供方法を構築し、平常時から情報提供を行う。

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、市民が事前にその方法を熟知するよう普及を図る。

(1) 情報連絡等の環境整備

（総合防災安全課）

災害伝言ダイヤル（171）や携帯電話等の災害伝言板の活用・普及を図るとともに、市民が日頃から、安否確認など災害発生時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

帰宅困難者に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線LAN等の通信の多様化を推進する。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

(2) 通信事業者による安否確認手段、通信基盤の確保

（NTT東日本ー東京）

安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。

また、広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知するとともに、早期復旧に向けた取組内容について周知する。

(3) 鉄道事業者による情報提供

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組<予防対策>

(京王電鉄株式会社)

鉄道駅での情報提供など災害発生時における利用者への情報提供体制を整備する。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 防災機関相互の情報通信連絡体制 (警報及び注意報などの第一報)	3 広報・広聴体制
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)	4 住民相互の情報連絡等

【主な機関の応急復旧活動】

名 関 機	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市	○情報収集 ○報道発表 ○関係機関の協力の確保 ○関係機関との通信手段の確保 ○被害状況の把握 ○広報活動の実施		○臨時相談所の設置	
調布警察署	○情報収集 ○関係機関との情報連絡 ○広報活動の実施		○臨時相談所の開設	
調布消防署	○情報収集 ○関係機関との情報連絡 ○被害状況の把握 ○広報活動の実施		○消防相談所の設置	
NTT東日本	○情報収集 ○気象庁からの警報の通報 ○広報活動の実施			
東京電力パワ ーグリッド(株) 武蔵野支店	○情報収集 ○広報活動の実施			
東京ガス(株) 西部支店	○情報収集 ○広報活動の実施			

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

（市本部事務局・各部・調布警察署・調布消防署・NTT東日本—東京）

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

そのため、災害に関する予警報の発表・伝達等について必要な事項を定める。

【各機関の災害に関する通報】

機関名	内 容
市	1 異常現象の通報 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又は発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織及び一般住民等に周知する措置をとる。
調布警察署	異常現象の通報 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
調布消防署	警報等については、東京都総務局からの通報に基づき、市民に周知する。 地震に起因する水災に関する情報を各消防署等から収集し、これを調布市及びその他関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
NTT東日本	警報の伝達 気象業務法に基づいて気象庁から伝達された各種警報を、市及び関係機関に通報する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

(1) 情報連絡体制

（総務部・調布警察署・調布消防署・その他の防災機関）

震災時の情報収集及び伝達等の情報連絡体制は、次のとおりとする。

ア 通信連絡系統

（総務部・調布警察署・調布消防署・その他の防災機関）

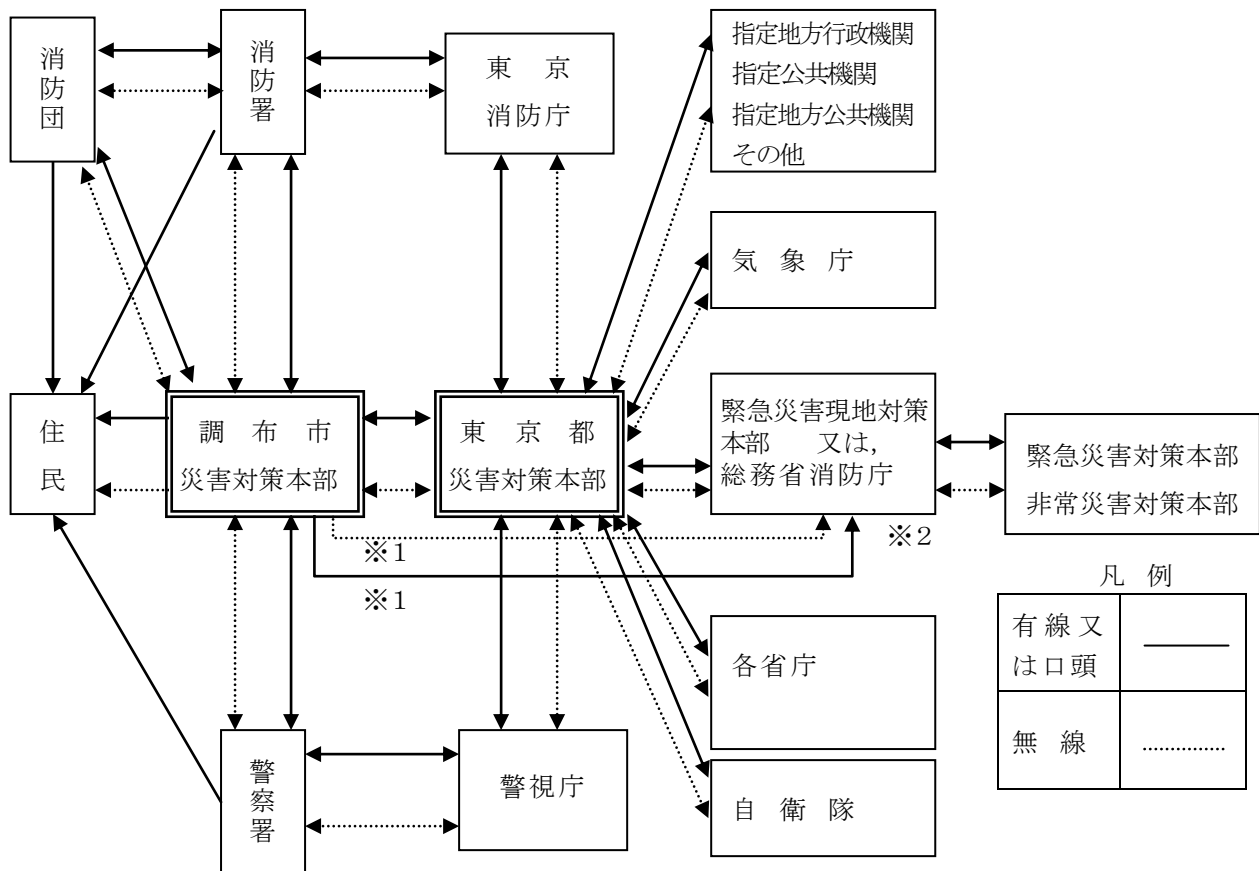
(ア) 情報連絡体制

震災時の情報連絡体制は、次のとおりとする。

【震災時の情報連絡体制】

機関名	情報連絡体制
市	1 都災害対策本部と直接情報連絡を行う。 2 市防災行政無線（移動系）やMCA無線等により，市各部，都や指定地方行政機関等の防災関係機関，公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で，通信連絡システムを整備し，災害時の通信を確保する。 3 震災に関する情報の収集，伝達を円滑に処理するため，管内の警察署，消防署，ライフライン機関等の協力を確保しておく。 4 緊急を要する通信を確保し，又は有線通信の途絶に対処するため，非常通話若しくは非常電報及び非常無線通信を活用するよう，NTT東日本ー東京及び各施設管理者の協力を確保しておく。
調布警察署	警察無線，警察電話及び各種の通信連絡手段を活用して，管内交番及び駐在所並びに各防災関係機関と情報連絡を行う。
調布消防署	被害状況及び各種消防活動の状況等について，被害予測システム，情報活動隊等により情報収集し，調布市へ通報するとともに，関係機関と情報交換を図る。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡システムのもと，無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

【通信連絡の系統図】



※1 災害の状況により都災害対策本部に報告できない場合

※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(イ) 連絡体制

防災行政無線を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。

a 通信連絡責任者の選任等

市災害対策本部及び各防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。

資料編 24：各防災機関の通信連絡責任者

b 連絡体制の確保

各機関は、夜間、休日を含め、常時、市と通信連絡を開始できるよう通信連絡体制を整備しておく。

市の通信連絡窓口は、災害が発生し市災害対策本部が設置されるまでの間は、通常の勤務時間内においては総務部総合防災安全課が担当し、夜間休日等の時間外においては、宿直室に通信連絡窓口を暫定的に設置し、初動本部員到着後にあっては、初動本部が担当する。

市災害対策本部設置後は、災害対策本部事務局において処理する。

(ウ) 通信連絡方法

通信連絡は、有線電話、調布市防災行政無線、MCA無線、東京都防災行政無線、伝令などをもって行うものとする。東京都災害対策本部への災害情報の入出力は、極力データ端末機（DIS端末機）により行うものとする。

(エ) 通信連絡の記録

通信連絡は、受発信用紙（別記様式）により行い、発信者・受信者それぞれが記録しておくものとする。

(オ) 通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、調布市防災行政無線にあっては危機管理担当部長が、東京都防災行政無線にあっては都危機管理監が、次により通信統制を実施する。

a 調布市防災行政無線（移動系）

(a) 遠隔制御器の使用統制

庁内に設置した遠隔制御器の使用を禁止する。

(b) 携帯局の使用統制

全ての携帯局は、市災害対策本部災対総務部本部班に集結し、危機管理担当部長の指示により使用する。

また原則として、携帯局からの通話は市災害対策本部に対して行うものとし、携帯局相互の通話は禁止する。

(c) 一斉指令時の統制

市災害対策本部から、すべての無線局に対して一斉に情報の伝達を行う時には、他の無線局の使用を制限する。

- b 東京都防災行政無線
 - (a) 回線統制
全回線又は任意の回線についての時限統制を行う。
 - (b) 割り込み及び強制切断
任意の話中回線への割り込み，通話や，その回線の強制切断を行う。
 - (c) 直通回線の設定
東京都災害対策本部と任意の防災機関との間に直接回線（ホットライン）を設定する。

資料編 25：別記様式 発信用紙・受信用紙

- イ 電気通信設備の優先利用（電話・電報の優先利用）
震災時において，応急対策，交通，通信，電力等の確保又は社会秩序の維持など，公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については，それぞれ「非常又は緊急電話」，「非常又は緊急電報」として取扱い，他の通話，電報に優先して接続又は配達する。

資料編 26：震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲

資料編 27：震災時の電気通信設備の優先利用の請求等

- ウ 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）
 - (ア) 非常災害時において各防災機関はそれぞれの有線通信系が被災により不通となった場合，若しくは諸種の理由によってこれを利用することが著しく困難な場合は，関係機関の無線局を利用し，災害に関する通信の確保を図る。
 - a 使用する無線
 - (a) 警察事務，消防事務，水防事務，気象事務，鉄道事務，軌道事業，電気事業，鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線
 - (b) 放送局の保有する無線
 - (c) 非常通信協議会の構成員の保有する無線
 - (d) 前号以外で無線局を有する機関の無線
 - b 非常無線電報の作成要領
 - (a) 無線通信による場合も，無線電話による場合も電報頼信紙又は適宜の用紙を使用する。
 - (b) 電報の記載はカタカナ，又は通常 of 文書体とし，1通の本文字数は200字以内（通常文書体の場合は，カタカナに換算して200字以内）とすること。ただし，通数には制限がない。
 - (c) あて先には，住所，氏名，電話番号（判明する場合に限る。）を記載する。
 - c 発信依頼方法
 - (a) 最寄りの無線局に非常無線電報を持参して依頼する。なお，非常災害発生のおそれのある場合は，あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくものとする。
 - (イ) 発受信者と無線局の施設者は，非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い，災害発生時の通信の確保に協力するものとする。

エ 携帯電話を活用した被災情報の収集
 (総合防災安全課)

被災現場において被災情報を収集する際は、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像情報等を市災害対策本部に送信するなど、携帯電話の活用を図る。

(2) 被害状況等の収集・報告体制

(市各部・調布消防署・調布警察署・その他の防災機関)

市災害対策各部をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、市災害対策本部事務局に報告するものとする。

ア 関係機関における被害状況等の報告基本事項

【被害状況等の報告基本事項】

機関名	内 容
市各部	<p>市各部は、所管施設及び所管業務に関し、次により市災害対策本部事務局に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況（「資料編28：被害程度の認定基準」に基づき、所定の様式により認定する。） (5) 各部が災害に対して既にとった措置、今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。 (6) 災害地市民の動向及び要望事項 (7) その他必要な事項 2 報告の種類・期限等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 時期：災害発生直後 イ 要領：把握した範囲内で迅速に報告する。 (2) 中間報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 時期：災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時まで イ 要領：その都度把握した範囲内で時間を定めて報告する。 (3) 確定報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 時期：災害応急対策が完了した直後 イ 要領：確定した内容を報告する。 3 実施要領 <p>現地調査に当たっては、防災行政無線、MCA無線等の有効活用を図り、調査結果を逐一市災害対策本部事務局に報告する。 なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告するものとする。</p> 4 調査報告様式 <p>調査報告は、第1号様式から第13号様式を用いて行う。</p>

機関名	内 容
市災対本部	<p>市災害対策本部は、次により都災害対策本部へ報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況（「資料編28：被害程度の認定基準」に基づき、所定の様式により認定する。） (5) 応急措置状況 <p>災害に対して既にとった措置，今後とろうとする措置を，日時場所，活動人員，使用資器材等を明らかにして報告する。</p> (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 (7) その他必要な事項 2 報告の方法 <p>D I S 端末の入力による。ただし，D I S 端末の障害等により入力できない場合は，従来の報告様式により報告する。</p> 3 報告の種類・期限等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生通知 <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：即時 イ 画面：災害発生情報 (2) 被害措置概況速報 <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：即時及び都が通知する期限内 イ 画面：災害総括，被害情報，措置情報 (3) 要請通知 <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：即時 イ 画面：要請情報 (4) 災害確定報告(確定報) <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：応急対策を終了した後20日以内 イ 画面：災害総括 (5) 各種確定報告(確定報) <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：応急対策を終了した後20日以内 イ 画面：被害情報，措置情報 (6) 災害年報 <ol style="list-style-type: none"> ア 期限：4月20日 イ 画面：災害総括 4 災害救助法に基づく報告 <p>災害救助法に基づく報告については，第11章第5節 具体的な取組<応急対策>「災害救助法等の適用」に定めるところによる。</p>
調布消防署	<p>災害発生後，管内における被害状況及び各種消防活動の状況等について次の情報を収集し，市災害対策本部に情報を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災及び水災発生状況及び消防活動状況 2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 3 避難道路及び橋梁の被災状況 4 避難の必要の有無及び状況 5 救急告示医療機関等の診療状況 6 その他消防活動上必要ある事項の状況

機関名	内 容
調布警察署	災害発生後、管内における震災に関する情報について次の情報を収集し、市災害対策本部に情報を提供する。 1 家屋の倒壊状況 2 死者・負傷者等の状況 3 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 4 住民の避難状況 5 火災の拡大状況 6 堤防・護岸等の破損状況 7 電気・水道・ガス・通信施設の状況 8 その他必要ある事項の状況
その他の 防災機関	各防災機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対して既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要な事項について、市災害対策本部に情報を提供する。

資料編 28：被害程度の認定基準

イ 被害状況等の情報収集体制

(ア) 休日又は勤務時間外に災害が発生したときの情報収集体制

初動要員が、初動避難所への参集途上に把握した被害の状況を、初動本部へ報告する。

また、初動避難所において、避難してきた住民から周辺の被害状況を把握し、初動本部へ報告する。

(イ) 市災害対策本部の情報収集体制

市災害対策本部に入ってきた被害の情報は、原則災対事務局通信班で受信又は受け付けし、災対事務局情報記録班で集約する。集約した情報は、原則災害対策本部会議で報告する。

また、市災害対策各部で受信又は受け付けたものについては、各部だけでは対応が困難な重要な情報であるときは、直ちに災対事務局へ連絡・調整し、それ以外の情報は処理し、災害対策本部会議で報告する。

(ウ) 人的被害の調査体制

災対事務局は、調布警察署、調布消防署の協力を得て、人的被害の調査を実施する。調査の結果は、原則災対事務局に報告する。

(エ) 建物被害の調査体制

被災家屋の被害調査に関する事務を扱う各部各班は、東京都の被災建築物の応急危険度判定に準ずる調査及び判定を行う。その結果は、原則災対事務局に報告する。

(オ) その他の被害の調査体制

各部各班は、防災関係機関その他協力団体等の協力を得て、人的及び建物被害以外の被害調査を実施する。調査の結果は、原則災対事務局に報告する。

- 資料編 29：第1号様式 職員動員集計表
- 資料編 30：第2号様式 避難所収容者名簿
- 資料編 31：第3号様式 物資経理状況
- 資料編 32：第4号様式 援助物資等給与状況
- 資料編 33：第5号様式 公共土木施設被害
 - 下水道施設被害
 - 上水道施設被害

資料編 34	第6号様式	教育施設被害状況
資料編 35	第7号様式	市有財産被害
資料編 36	第8号様式	商工業被害状況
資料編 37	第9号様式	農業被害状況
資料編 38	第10号様式	農産物被害状況
資料編 39	第11号様式	被害者台帳
資料編 40	第12号様式	災害応急対策実施報告
資料編 41	第13号様式	災害速報・被害確定報告

3 広報・広聴体制

(総務部・行政経営部・市民部・調布警察署・調布消防署・調布郵便局・

東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社・東京ガス(株)西部支店・NTT東日本一東京)

地震発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関するさまざまな情報を提供することが必要である。

このため市、都及び指定地方行政機関は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、市及びその他防災機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

(1) 広報体制

(総務部・行政経営部・市民部・調布警察署・調布消防署・調布郵便局・東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社・東京ガス(株)・NTT東日本)

【各機関の広報活動】

機関名	内 容
市	<p>市の区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに調布警察署、調布消防署その他防災機関と連携して、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。広報は、調布市防災行政無線、広報車、調布FM、ホームページ、ケーブルテレビ、その他の手段により実施する。</p> <p>1 震災発生直後に行う広報</p> <p>(1) 地震の規模、気象の状況</p> <p>(2) 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>2 被災者に対する広報</p> <p>(1) 被害情報</p> <p>(2) 食料・物資等の配給状況</p> <p>(3) 医療機関の診療状況</p> <p>(4) ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 通信・交通機関等の復旧状況</p>

機関名	内 容
調布警察署	<p>警視庁及び第八方面本部から災害に関する情報を収集し、関係防災機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、次に掲げる事項を中心に実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び人心の安定を図る。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 余震等気象庁の情報</p> <p>(2) 地域の被害情報及び見通し</p> <p>(3) ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し</p> <p>(4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧の見通し</p> <p>(5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) トランジスターメガホン等</p> <p>(2) 交番（駐在所）備付けスピーカー</p> <p>(3) パトロールカー，白バイ，広報車等</p>
調布消防署	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 出火防止，初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児等）への支援呼びかけ</p> <p>(3) 火災及び水災に関する情報</p> <p>(4) 避難勧告又は指示に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 消防車両の拡声装置</p> <p>(2) 消防署，自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>(4) 東京消防庁災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
調布郵便局	<p>非常取扱いに対する広報</p> <p>非常取扱いの周知については，郵便事業の掲示文を局前，窓口，避難場所，その他適当な場所へ掲示するとともに市を通じ，被災者に周知する。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 武蔵野支社	<p>災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>1 無断昇柱，無断工事をしないこと。</p> <p>2 電柱の倒壊，折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>3 断線，垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>4 浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>5 屋外に避難する時は安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>6 電気器具を再使用する時は，ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>7 その他事故防止のため留意すべき事項</p>

機関名	内 容
東京ガス(株)	1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意，ガス供給状況，ガス供給停止地区復旧の見通し 2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広告媒体及びインターネット等 3 広報活動 NHK及び民法各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し，マイコンメーターが作動してガスが止まった市民が，自身で復帰できるように手順を案内する。
NTT 東日本	1 災害等が発生し，次に掲げる事態の場合については，通信のそ通状況，利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報する等，通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 (1) 通信が途絶したとき (2) 一般通話の利用制限を行ったとき (3) 行政機関や公共機関等の重要なお客様がり障したとき (4) お客様からの問い合わせや苦情が頻発しているとき (5) 報道機関等から取材される可能性があるとき，又は取材されたとき (6) 災害用伝言サービスの提供や公衆電話の利用開放，無料化を行ったとき (7) 特設公衆電話の設置場所を周知するとき (8) 臨時電報サービスの開始を周知するとき (9) 復旧見込みをお客様に周知するとき (10) その他必要に応じて行う 2 広報については，報道機関の協力を得て，テレビ，ラジオ放送，及び新聞掲載等による広範囲にわたっての広報活動のほか，広報車による巡回広報及びホームページ等により，地域のお客様に対する広報も積極的に実施する。

(2) 報道機関への発表

(総務部・行政経営部)

ア 市災害対策本部からの発表

- ・市災害対策本部からの発表は，記者会見場（たづくり西館2階を予定）において行う。
- ・市災害対策本部の報道機関への窓口は，行政経営部広報班とする。
- ・市災害対策本部の決定事項及び各部の発表事項は，行政経営部広報班が行う。
- ・休日又は勤務時間外に災害が発生した場合は，市災害対策本部が設置されるまでの間は，初動本部が発表を行う。

イ 警視庁，東京消防庁からの発表

調布警察署及び調布消防署が収集した被害情報等について，警視庁及び東京消防庁がそれぞれの庁内記者クラブにおいて発表する場合は，その内容を行政経営部広報班に通報するものとする。

(3) 避難勧告等の情報伝達

(総務部・行政経営部)

災害発生時，災害対策本部設置時には，放送要請による対応を行う場合があるほか，災

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組<応急対策>

害対策本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

伝達する情報は以下のとおりである。

- 避難準備情報(要配慮者の避難に配慮した情報を含む。)
- 避難勧告
- 避難指示
- 警戒区域の設定

(4) 広聴体制

(総務部・市民部・調布警察署・調布消防署)

震災時には、災害発生直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住宅の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望及び苦情が寄せられる。

これに対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

【各機関の広聴活動】

機関名	内 容
市	1 災害が発生したときは、電話による相談を行うとともに、市庁舎や避難所等に臨時相談所を設け、被災者の相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 2 相談所の規模や構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが大規模かつ広域な災害の場合は、市各部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援対策を強力に推進する。 3 避難所等に臨時相談所が設置されないときは、避難所等の責任者又は責任者が指名する者が相談等に応ずるものとする。
調布警察署	警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
調布消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 また、被災者に対する出火防止指導、り災証明の発行に関する対応等を行う。

4 住民相互の情報連絡等

市は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

通信事業者は、市と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行うとともに、災害伝言ダイヤル(171)、災害伝言板等の利用を呼びかける。

報道機関は、市や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

市民等は、災害伝言ダイヤル(171)、災害伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。